

平成20年度 第2回 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会議事録

1. 日時 平成21年3月24日(火)午後8時30分～
2. 場所 沖縄県庁3階第3会議室
3. 出席委員
泉川良範委員、佐久川博美委員、真謝孝委員、緒方茂樹委員
4. 議事
・発達障害者支援センターの今後のあり方等について

議事進行：これから、支援センターのあり方について委員の意見をお聞かせ願いたいと思います。何を重点的に進めていくかということについて、御意見があれば、お願いします。

泉川委員：センターの運営を補完するためにはどうすれば良いかという議論をしてはどうでしょうか。どちらが受託するにしてもですね。

議事進行：どこが受託するかは置いておいて、今後の支援センターの運営のあり方ということで、今、色々と評価の話の中でも仰っていただきましたが、その辺についてお話しただければと思います。よろしくをお願いします。
先ほど、課長から資料提供のあった発達障害者支援センターのイメージは、こういう形で良いでしょうか。

泉川委員：先ほどのA法人、B法人、C法人。法人の方に、「こういうふうにセンター運営をして欲しいです」というようなことは、要綱に書いてあることプラス、例えば5年計画ですとか、「当初はこれを重点的にやって、これができたら次はこれをし、あれをやって」というように、「こういうことをして欲しい」というようなことを、多分、体制整備委員会から体制整備計画となって下りてくるのでしょうか、運営委員会あるいは運営協議会というのでしょうか、ここで言うところの連絡協議会は。いわゆる運営協議会としての重複したものと解釈してよいのでしょうか。

議事進行：はい、それでよろしいです。

泉川委員：(連絡協議会の)発言力というのでしょうか。法人があって施設があると、法人の理事会の方が強いわけですから、受託した法人の理事会の意向と、それからこの協議会の意向とを踏まえて、センターは動いていただくという風に・・・。

事務局：はい、仰る通りで、この発達障害者支援センターの「連絡協議会」と申し上げておりますけれども、そのところは、支援センターのあり方、要するに県の機関として、県の主体する機関としての運営の方針、あり方について意見を述べるとともに、その事業の総括もそこで行うというのがあります。さらに、専門的な

支援をするために、個別の支援をするための、例えばケースカンファレンスであればそこに専門的な立場で参加をしていく。また、親の立場で参加をしていく。そういう風な形の機能を、この連絡協議会には位置付けるというような認識を持っています。

そういう意味においては、この表の上の方にありますけれども、発達障害者支援体制整備計画。今、この体制整備委員会の方で議論していただくその長期的な計画の考え方を踏まえて、センターが事業を展開していくと。そういうセンターの事業を運営協議会が評価をし、示唆をし、支援していくという形になります。

泉川委員：現センターは、センターを降りたわけですが、その中で、法人の対応等についての意見と言いましょか、「センターが何をしているかが見えるとか、見えないとか」という議論が出た時に、仮に、沖縄県発達障害者支援センター連絡協議会の方に、何らかの批判ですとか、ある意味、クレームを受ける受け皿としての機能がここにあれば、「私どもの責任においてやっていることですので」ということで、ここがそれを受けて、「方向性はこうであるから、こうです」という説明責任を果たすことをやるべきかなと思います。その方が、センターとしては動きやすいのかなということもあるんですけども。第三者委員会ということにはならないとは思いますが、「あそこは子どもばかり見て・・・」とか、「あそこは就労はやらないね・・・」とか、「センターが・・・」「センターが・・・」と言われるときに、「あれは今、連絡協議会の意向によってやっているの」「その整備については県の責任においてやっていますので」というように、そのクレームの受け皿というのでしょうか。さっき、(センター職員が)バタバタしているという話がありましたが、「あれもやらないといけない、これもやらないといけない」という要望を整理する。協議会で要望を整理して、「センターではこれだけやればいいんですよ。こういう風にしたらいいんですよ」という。そのように見てあげて、そういうニーズの整理ができたらと思ったんですね。

事務局：その辺については、いわゆる5年先を見通した上での計画性ですとか、そういったところの中で整理をする必要があると思っております。ところが、実は「支援センターをどう運営していくか」ということで、議論が不十分だったという風に、私どもが反省しているところです。連絡協議会は、そういうことを含めたセンターの運営の方向性、それから計画、何をするのかというようなこと、それもその中で議論していくこととなりますので、ある意味のコントロールタワーにはなるであろうという風には認識しています。

先ほどの、苦情といいますか、要望というのでしょうか、その辺の解決については、センターの中に(苦情解決の窓口を)もちろん設置して、その中で対応していくというような、苦情解決の窓口も置かなければならないということもセンターの機能の一つになります。

泉川委員：それは個別ケースに関するものですね。

事務局：はい。いわゆるセンターが提供した相談支援とか、それに対する苦情、「こんな風でいいのか」というような形の、そういうところも機関を設置して受けなければならないということですので、(利用者の)権利擁護をしなければいけませんので、そのことについては、やはり、ちゃんとセンターの中に位置付けてやる必要はあるかと思っております。

泉川委員：私が言いたいのは、どちらかというと個別ケースのサービス提供したものに対するクレームというよりは、全体的に、「センターはこういうものをしてくれない」とか、「本来はこういうことをやるべきではないか」というような、要望ともクレームともつかないような意見の窓口がないということです。センターの職員に言われても、「そんなこと言われても・・・」というような場合は・・・。

事務局：それが連絡協議会であったり、直接、県の機関ですから、直接県が受けるということも出てくるかと思っております。
これまでの情報開示の方向も含めて、要するに、どんな風な運営にするのか、運営についての御意見とか、そういうところも受け皿を作っていくと。県のホームページなり、センターの中で、「こういうことはこちらに連絡を下さい」というなり、そういうふうな工夫が必要かとは認識しています。
そのことが、センターで働く、直接の支援員への支援にも繋がるのかと思っております。

佐久川委員：例えば、今の運営協議会の内容で、「こういうことをして欲しい」という要望がみんなからどんどん出てくれば出てくる程、発達障害者支援センターを運営している者は、この予算の範囲、この人的配置ではできないことも、受けざるを得なくなってきましたよね。そうなった時に、逆に、予算のことも含めて、県の方に、こうあって欲しいのであれば、もう少しサポートして欲しいということも言えるような団体なのですよね。

事務局：それは、体制整備委員会の中でやります。そこの中でトータルとした議論をやります。今後のセンターのあり方、それから実際に事業を計画し、目標を持ってやったんだけど、それが本当に地域で、どういうサービスの形で、提供されているのかということも含めて、体制整備委員会で検討していくこととなります。これが、支援計画の内容の総括と今後の提案になっていくと考えております。

泉川委員：連絡協議会とセンターの関係については、今日プレゼンした3法人は知らないんですよね。

事務局：発達障害支援センターの要綱の中には連絡協議会の位置づけはありますので、地域との連絡協議会を作るとするのは・・・、

泉川委員：今、お話しされたようなふうに・・・、

事務局：これを、具体的には選考して契約していく時に、「センターのイメージはこうです」「機能はこうです」と。「我々が期待するのはこうです」ということを、契約の中できちんと提案にしていく必要があると考えております。

その中で、例えば支援体制の計画がありますよと。それについては県の体制整備委員会の中で段階的な総括をしますと。その中に発達障害者支援センターからも随時の報告をしていただきながら、その中で課題を提示していただいて議論をしていただきます、というような関係になっていくわけです。

日常的とか、それから段階的なものについては、連絡協議会の中でそこら辺が議論されますので、例えば一年経ってどういうふうなことを次年度は目指すのか。この半期で何をセンターとしてはやっていくのかというふうなことを連絡協議会の中で議論をしていただいて、それを実践していく。それをトータルとして、そのほかの、例えばセンターの運営だけではありませんので、ほかの課題も、発達障害者支援についてもありますから、それをトータルとしてこの委員会の方で議論をしていただくというふうな考えであります。支援センターだけでは発達障害児者の支援はできないと考えております。

泉川委員：支援センターの計画のなかに、例えば、地域でアスペルガーでありますとか高機能自閉症、また発達障害の軽い方について、チェックリストなどを使って判断なり、評価なりをアセスメントできるような、いわゆる岡崎さんが言っていた「人材育成をしたい」というときに。非常に趣旨は賛成するんだけど、その場合の中身あるいは優先順位はどうなんでしょうか。

もし、佐久川さんだったら、乳幼児健診に関わる保健師さんであったり、そういった人材に発達障害の視点を、今、地域のニーズとしてはあるからそっちをやってくれと仮に言ったときに、仮にA法人が受ける場合には、「いや、私たちとしては、こういう人たちの人材育成がしたいのであって、それじゃないんだよ」という風にやったときに、いわゆるなるべく要綱に従ってやって下さいねというような。

事務局：はい。要綱と言いますか、人材育成計画も支援体制整備計画も県の計画として策定して、それを基本として事業計画を作っていくということをしていかないと全県的な展開は厳しいと思っています。段階的にやっていくということについては、だから、このことについては、センターからの御意見もちろん、ここの中で議論をしていただいて、では一番は何を最初に取り組む必要があるのかとか、何をやった方がいいのかというのは、多方面の御意見を頂戴して、年次の事業計画を作って進めるというような形になっていくと思っています。

県としての発達障害者の支援は、あくまでも体制整備委員会の中で議論していただく、それから市町村からも意見を取りながら作ろうとしている支援体制整備計画なんです。その中で早期の発見についての体制をどうするのか。早期の支援はどう取っていくのか。就労とか広報はどうするのか。人材育成はどうするのかということ、その計画性を確保することが一番大事じゃないかと思っております。

ます。

毎年、毎年総括をして、目標どおりだったのか足りなかったのか。足りなかったのなら何を強化すればいいのか。そういうことをやりながら、毎年事業の実施状況を見ていくということになるかと考えています。

議 事 進 行：ほかに御意見がありますか。

この間も議論しているのですが、(事務局へ)体制整備計画とか人材育成計画の見直し、スケジュール的なものはどうなっているのでしょうか。

事 務 局：今年度中にとっていたのですが、全く間に合いそうにありません。人材育成計画については、大きな基本的な方向は示すことができるのですが、先ほど申し上げましたように、その中でどういうことを優先しながらやっていくかということについては、もう少しチームを作って、実際に研修に当たる方を含めて検討する必要があると思っております。その辺が重要かと。

体制整備計画については、一応、今、御意見をいただいているところですが、そこは方向性をまず示すことが重要であると思しますので、方向性を示した上で、後は、随時、毎年の中で修正を加えていくやり方で計画性は持って行こうかと考えております。少し人材の方が遅れていまして。年度内には厳しいです。

佐久川委員：本来であれば、体制整備計画にちゃんと整っていると、それに則ってやれる力のある発達障害者支援センターを選択していくというのであれば、私たちも方針が明確で選びやすいのかなと思うのですが、今、逆じゃないですか。

事 務 局：ご指摘のとおりです。本来であれば、こういった支援体制で沖縄県は発達障害者を支援していくんだと。その中でセンターは、こういった機能を果たすのかという議論を十分にやるべきだというようなことでは考えているのですが。

ただ、「センターを早めに設置して、支援をしていくんだ」という、「動かしていかないといけない」という当時の考え方があって、それで、そのところを優先して始めてしまったところがあるんですね。実際に走ってきていますので、これをストップする訳にはいきませんから、もう、今は並行してそれを仕上げていきたいと思っております。いずれにしても、1年、2年で体制が整うとは思っておりませんので、年数を重ねながら支援体制を強化していく。作り上げていくという作業を加速する必要があると思っております。

議 事 進 行：他に何か御意見はありませんか。

真 謝 委 員：今日、会議が始まる前、冒頭のところで緑和会がなぜ途中で辞退することになったのかということについて、2点ばかり、新体系への移行でなんだかゴタゴタしているだとか、法人としてセンターをバックアップするのが困難というお話がありました。そのことについてどうするのか。ある意味では、どこかの法人が(事業を)受けていく場合に、それはまた遅かれ早かれということでしょうか、出

てくる話なので、そのことをどうするのかということをお我々が何らかの見通しなり意見交換をしないまま、次のセンターの選定の話をお聞かせしていただいたのですが、先ほど、同じ轍は踏まないということがありましたが、そのところをきちんと総括していくことを、この体制整備委員会で話しすべきことではないかと思っっているのですが。

そういう風なところの、体制整備委員会は県の方針に繋がっていく部分ですから、それを受けて、先ほどの運営協議会なり、運営協議会が実際にコントロールしてのセンターの現実の動きになろうかと思っますので、その辺のところを総括する必要があるのではないかと思っますが。

緒方委員：それと関連して、直接支援と間接支援。県は緑和会に間接支援をお願いしたらちょっと難しかったという報告が先ほどありました。先ほど佐久川さんが仰るように順番が逆転してしまっているので、これでどこかに落ちれば（委託先がどこかに決まれば）その法人の個性に合わせたやり方をするのがベストですよ。間接支援が得意であればそちらをメインにしなが、ら、「直接支援もできるだけ頑張ってくださいね。」としか言えないし、直接支援が得意なところであれば、「それをメインでもいいけれども、間接支援もぜひお願いします。」と言うしかない。だから今、真謝さんが言われたように、前回の反省、総括、それから今後の方針、例えば、県としては、「ゆくゆくは間接支援に持って行きたい。」とか、そういうことを評価できちんとして、押さえておかないといけないですね。並行して走らせなければならぬというのはよく分かります。これは仕方がないので、それはそれとして。ただ、議論はきちんと詰めて、ノウハウを積みましよう。そうでないと、同じことをまた繰り返す可能性がありますから。

事務局：緑和会の最大のポイントは、連絡協議会を作りきれなかつたことだと思っています。いわゆる直接支援している人たちをサポートする体制という意味での連絡協議会がなかつた。そのために、連絡協議会のネットワークを使って地域にネットを張っていくことがどうしてもスピードが落ちてしまっただけというところが、直接支援をしている人たちを非常に疲弊させてしまっただけではないかなというように思っております。

もう一つは、19年に発足したときに、要するに発達障害に対して支援する拠点をすごく求めていたときに、センターが設置されたということで非常に期待感が高まったわけですね。その期待感というのが、実はそれぞれの期待感だったというようなところが、地域の中での期待感がそれぞれの期待感だったということに対して、一気に来たものに対して、センターが交通整理をなかなかする時間がなかつたということがあるのではないかという風にして、今、問題点については認識してあります。

そういうことを踏まえて、実は2年目は、20年度は、若干の軌道修正をしながら地域の連携をと。要するに、圏域の関係者の連絡会議をと、市町村の指導をもう少し、市町村との連携を強化しようだとか、そういうところを整えてきたのですが、それでもやっぱりトータルとして連絡協議会がなかつたというところで、

総合的な評価がなかなかセンターの運営としてやりきれなかったというところが、やはり最大の問題だったのだろうかという認識は持っています。そのこともあって、今回、非常に頑張ってくられた現場の皆さんを、「頑張れる体制をどう作れるのか」というところを考えていく必要があるのではないかと考えています。

今度、法人は変わりますが、発達障害者支援センターとしての実績、これまで取り組んできた実績はありますので、どういう取り組み方は良かったとか、どういう欠点かということは当然引き継がれていきますので、そういうところも生かしながら、センターの充実を図っていきたいと思っております。

佐久川委員：合わせて、本当にそれこそ連絡協議会と運営協議会があって、センターを支えてあげればもう少し色々できたのかなというのがあるのですが、今、実際動き出している健診後の事後教室なども、これからフォローしていったり、間接支援という意味では運用の仕方、着眼点を指導していかないといけないと思うのですが、これはなかなか、私も含めてその経験がないので、どんな風にやればいいのか内容がよくわからない。十分には理解していないんです。

ただ、発達障害者支援センターがそういうことも含めてやろうと思ったら、もう、現実的には非常にアップアップする状態に陥るのは目に見えているし、この運営のなかで、「そういうこともして下さい。」と言ったところで、そのノウハウは、今、あまり無いのですよね。そういうことも含めて、こと細かく支えてあげるようなやり方をしていかないと、引き受けたところは潰れていくしかないし、それをどれくらい、また、この方達だけでなく県が支えたり、色んな予算を含めたところでバックアップできるのかというのを、もうちょっと体制としてきちんと欲しいなというのはすごく感じるところです。

事務局：仰るとおりです。ですから、今、支援体制整備計画のなかで示しているのは市町村でしたり、それから県のなかでもどこが所管しながらやっていくのかという風なことを皆で共有して、役割と機能を共有して、「中心になるんだけど、誰がサポートするのか」というようなことを確認しながらやっていく必要があるだろうと思っております。それが一番大事じゃないかと思っております。

先ほどの健診後の、事後のものというのは、まさしく母子保健の分野ですから、その母子保健の分野をどう機能化させていくのかということについては、やっぱり、その分野を中心にした部隊がきちりと支えていくことが重要だと思いますし、母子保健の部分だけでやるのではなくて、一本の計画に基づいて、それぞれが機能して行って、支援体制を構築するという、そういう動き方をしていくことが大事だと思っております。ですから、その分野も体制整備委員会に報告してどこまでできているということが出来る。人材もそういう風にする。早期の発達支援もそうする、センターもそうする。そういう風にして、この体制整備委員会が情報の集約場所になってきて、そのなかで検討をして、またフィードバックをかけていくという風な形でできたらいいなという風に、その機能としてここを使っていきたいと思っております。

それから先ほども申し上げましたけど、現在は8名の委員ですが、色々と事業を

展開していくに従って、拡充していくことの必要性も出てくるかと思います。何を今年度は重点化していくのか、何を今度は連携の柱にするのか、という風なこととか、色々なことによって検討することも出てくるかと思うので、固まった形で決めた世界でやるのではなくて、地域に合わせて、実態に合わせて運営していけるような、そういう柔軟性を持ち合わせる必要はあると思っております。

泉川委員：そういうイメージを共有できたらいいですね。

事務局：そうだと思います。

泉川委員：だから、どんなイメージなのかというのをまず話し合っ、そういう共有するプログラムというのですかプロジェクトというか。そういう風に説明して頂くと、「なる程、そういうことか・・・。」という感じでね。さっきも、思惑は皆違うので、思惑同士がぶつかりあっても何も收拾しないのでね。

議事進行：時間も大分差し迫ってまいりましたので。皆様、遅くまで本当にありがとうございます。

今、確かに仰るように、御指摘があったように、まず、色んな計画とか県としての方向性をきちんと示した上でセンターを選定して、事業をやっていくというのが筋なのかもしれませんが、やはり、非常に時間的な関係で、センターの選定から先に始まって、2年後こういう形で新たな委託先を選定し直さないといけないというような状況になったのは、やはり、県としての、これは委託事業ですので、これはあくまでも県が主体的に取り組んでいかないといけない事業ですので、その辺をきちんと押さえた形で、今後はセンターの計画にしる、具体的な行動にしる関わっていきたいと思っております。

それから先ほども課長から話がありましたが、県庁の中でもそういう支援体制をきっちり組んで、具体的な形でどういうことができるのか、定期的な会合を持ちながら、それを事業計画とか具体的なものの取り組み方、やり方をきちんとそこで議論していけるような場を早急にもっていこうと思っております。

今後、体制整備委員会の中で検証していただきながら、皆さんの御意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

先だっの議会の中でも、かなり発達障害の支援に関して色々な議員からお叱りを受けまして、「30年も遅れている」というような指摘もされて非常に反省している部分もあります。でも、止めることのないように、ちゃんと方向を間違えないように前を向いて、スピードアップしながら事業を進めていきたいと思っておりますので、また、今後とも御協力、よろしく申し上げます。

本当に、今日は遅くまでどうもありがとうございました。